

令和7年度
公立大学法人山形県立保健医療大学
年 度 計 画

令和7年3月
公立大学法人山形県立保健医療大学

目 次

第1	年度計画の期間	1
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	1
(1)	教育の内容	1
(2)	教育の実施体制の充実	2
(3)	地域に貢献する人材の育成と県内定着の推進	3
(4)	学生の受入れ	4
(5)	学生支援の充実	5
2	研究に関する目標を達成するための措置	7
(1)	県との連携	7
(2)	質の高い研究活動の推進	7
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	8
(1)	地域への優秀な人材の輩出	8
(2)	教育研究成果の地域への還元	8
(3)	医療関係者へのリカレント教育の充実・強化	9
(4)	県民への学びの機会の提供	9
(5)	他大学との連携	9
(6)	高等学校等との連携	10
(7)	大規模災害等発生時の協力	10
4	国際交流に関する目標を達成するための措置	10
(1)	国際感覚の涵養	10
(2)	海外との交流促進	10
(3)	新たな国際交流の推進	10
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	11
(1)	外部人材の登用	11
(2)	学内委員会の見直し	11
2	教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置	11
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	11
(1)	人材の確保	11
(2)	人材の活用	11
4	事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置	12
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1	自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	12
(1)	弾力的な予算編成・執行	12

(2) 自己収入の確保	12
(3) 大学基金造成の検討	12
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	12
(1) コスト削減意識の徹底	12
(2) 事務経費の削減	12
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	12
(1) 計画的な施設等の維持管理	12
(2) 環境負荷及びコストの低減	13
(3) 手許資金の運用	13

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	13
(1) 評価内容の見直し・改善	13
(2) 内部質保証の充実	13
(3) 評価結果の公表	13
2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置	13
(1) 広報の強化	13
(2) 多様な機会の活用	13
3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	14
(1) 積極的な情報公開	14
(2) 適切な管理	14

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置	14
(1) 危機管理体制の充実強化	14
(2) 学生及び職員の安全確保・健康維持	14
(3) 情報資産のセキュリティ確保	14
2 人権に関する目標を達成するための措置	14
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	15
(1) コンプライアンスの徹底	15
(2) 不正防止対策の強化	15
(3) 監査の活用	15
4 S D G s（持続可能な開発目標）への取組に関する目標を達成するための措置	15

第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算	16
2 収支計画	17
3 資金計画	17

第 8	短期借入金の限度額	
1	短期借入金の限度額	18
2	想定される理由	18
第 9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	18
第 10	剰余金の使途	18
第 11	山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める 業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画	18
2	人事に関する計画	18
3	積立金の使途	18
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項	18

第1 年度計画の期間

この年度計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容

① 養成すべき人材

ア 学部教育

- ・学科において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき教育内容に沿った授業を行うとともに、令和6年度卒業生を対象に、令和7年3月に実施した調査内容を分析し、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握し、教育の課題を抽出する。
- ・成績評価や単位認定、進級及び卒業判定が公正適切に行われない課題があれば、対応する。
- ・GPAが教員と学生の双方に効果的に活用できる方法を検討する。
- ・「成績評価ガイドライン」に基づき、統一された成績データにより学修ポートフォリオを運用する。
- ・教員相互の授業評価の意義について教員の認識を深める機会を設けるとともに、より良い授業訪問の方法を検討する。
- ・多職種連携の実践力を高めるため、多職種連携に関する専門基礎科目及び基礎科目の内容の充実を図る。

イ 大学院教育

- ・修了生を対象にした、修了時に教育目標の達成度を調査する学修評価アンケートを実施し、到達目標の達成や公平で厳格な成績評価に向け、検討すべき点を抽出し、課題があれば対応する。
- ・各分野にTAやRAの活用を進め、TAやRAによる大学院生の能力向上の効果を確認する。
- ・大学院生の国内外への論文投稿や学会参加を必要に応じて支援する。
- ・大学院生の国際性を涵養する教育内容や方法を、各分野や科目で工夫する。
- ・研究能力向上に関するFD・SD研修会等に、大学院生も参加できる機会を設ける。
- ・研究の質の向上に向け、分野ごとの主・副研究指導教員による指導のほか、必要に応じて他領域や他分野の教員が分野横断的なアドバイスをする機会を設ける。
- ・論文内容及び論文発表会を学外にも公開し、研究能力や専門性の向上を図る。
- ・公平で厳格な論文審査に向け、検討すべき点を抽出し、課題があれば対応する。
- ・本学大学院の特性や強みを効果的に発信するために、本学ウェブサイト等で大学院の実績等を広くアピールするとともに、大学公式XやInstagramを活用した情報発信を行う。

② 実践的な教育の推進

ア 地域ニーズを踏まえた授業

- ・県をはじめ市町村、医療機関、関係機関との意見交換等の機会を通して、保健・医療・福祉に関する地域のニーズや課題等を把握し、授業内容に反映する。
- ・実習施設と連携した実習指導や実習前の臨床能力の向上を図る。
- ・研究や実践活動の教育内容への反映方法について、FD・SD 研修会等を通して教員の認識を深める。

イ 教員の能力向上

- ・今日の大学及び大学院教育に必要な能力の向上を図る FD・SD 研修会を企画・実施する。

ウ 外部実践者の配置

- ・効果的な教育を行うため、必要に応じて非常勤講師等を配置する。

③ 教育の改善

- ・「成績評価ガイドライン」に基づき評価された令和7年度成績データを用いて、ディプロマ・ポリシーに対する学修の進捗度合いを可視化し、教育の質の向上を図る。
- ・IR 室の設置により教学マネジメント体制を確立する。
- ・卒業生を対象に、ディプロマ・ポリシーの達成度等の調査を実施するとともに、卒業生の勤務先から勤務状況等の情報を収集し、必要な改善に取り組む。

④ 新たなニーズに対応する教育の推進

ア 高度専門資格を有する看護師の養成

- ・高度専門資格を持つ看護師の活動実績や今日的課題について広く情報収集し、検討課題を集約する。
- ・大学および大学院教育において高度専門資格を持つ看護師と学部生・大学院生が交流する機会を設けたり、本学ウェブサイトで高度専門資格を持つ卒業生を紹介する。
- ・地元ナース事業の受講を契機に高度専門資格取得に向けた大学院入学への機運を高める。

イ 専任教員の養成

- ・看護実践研究センターのリーフレットや本学ウェブサイト等で、山形県看護協会と連携し、看護師等養成講習会の修了生の活躍を紹介する。看護教員養成については県と情報交換を行う。

(2) 教育実施体制の充実

① キャリア支援

ア キャリア形成

- ・キャリア支援のためのガイダンスやセミナー等により、学生の進路選択のための支援を行うとともに、模擬面接や履歴書等の添削指導により、就職試験のための支援を行う。主に3年生を対象としたキャリア支援セミナーにおいて、全ての参加施設の説明を参加学生全員が聴講する時間を設け、県内施設への理解を深めるとともに、参加し

た医療福祉施設同士が、お互いの説明を聴講し、賃金・勤務体制・学会参加などの職場環境を比較し、改善検討の機会とする。

- ・県内の医療機関・社会福祉施設からの求人について、対象となる学科の学生全員にメール等で周知を行う。
- ・目的意識をもって大学で学ぶことができるよう、初年次教育を行う。

イ 国家資格試験及び就職状況の向上

- ・国家試験に向けて、模擬試験や補講の企画・実施について学生とともに検討し、担任や担当教員が中心となり卒業生の意見も参考にしながら必要に応じて面談等を実施するほか、学科間の情報共有を通してより効果的な国家試験対策を検討していく。
- ・休日の講義室の開放について学生へ周知し、学習環境を提供する。

ウ キャリア支援センターの機能拡充

- ・学生のニーズに寄り添ったキャリア支援を検討する。
- ・入学時点から就職活動の意識づけを促すため、年度当初オリエンテーションにおいて、全学年に向けて本学の就職試験・国家試験受験手続スケジュールの説明を行うなかで、県内の医療関係施設の情報を収集する機会を周知する。

エ 県内医療機関・施設との連携

- ・県内医療機関・施設等との情報交換、キャリア支援ガイダンスを通して、求められている人材について把握し、専門職との意見交換を行い、県内就職を支援する。

② 教育環境

ア 施設・設備の整備

- ・教育指導や研究に使用する施設・設備・機器について、適切な管理を行うとともに、更新時期を迎えたものは、計画的に整備・更新し、新たなニーズに対しては、必要な検討を行う。

イ ICTの活用

- ・情報ネットワークシステムの安定的稼働を確保し、よりよい環境にするため、ICT環境の改善を行う。
- ・Wi-Fi環境を活用した学習支援のためのICTツール活用例を収集し、情報提供する。

ウ 図書館の充実

- ・希望図書リクエスト、レファレンスサービス等の充実を図り、図書館利用者の増加に繋げる。
- ・資料価値の低下した資料の精査を進め、開架スペースを確保につなげていく。
- ・利用者に対して、適時図書館オリエンテーションや文献検索方法の説明を行うとともに、文献検索の講習会の実施を継続し、文献検索への理解向上を図る。

(3) 地域に貢献する人材の育成と県内定着の推進

- ・やまがた社会共創プラットフォーム協議会をはじめ様々な機関と学生の県内定着に向けた取組に協力する。

①在学中の取組

ア 地域についての理解促進

- ・学生の地域定着に係る意識を醸成するため、地元の保健・医療・福祉について学ぶ授業を実施する。
- ・キャリア支援のためのガイダンスやセミナー等の中で、本学出身者以外の専門職等の講演、意見交換の場を設ける。

イ 県及び県内医療機関・施設との連携

- ・キャリア支援セミナーや卒業生との交流会の開催などにより、地元の保健・医療・福祉の現場について学ぶ機会を確保する。
- ・学生の県内医療機関・施設への就業に繋げるため、引き続き、県内の幅広い実習先の確保に努める。

ウ 県外就職要因の分析

- ・県外就職を希望する学生から希望理由等を収集のうえ分析し、県内定着率の向上につなげる仕組みづくりを検討する。

② 卒業後の取組

ア キャリアアップ支援

- ・学部授業の地元（やまがた）探究Ⅱ等に卒業生等を講師として招き、学生と卒業生等がともに学ぶ機会を設けて県内定着への意識づけを図るとともに、卒業生のニーズ等も踏まえ、卒業生への支援方法について協議する。
- ・在学生向け県内で活躍する卒業生を紹介する冊子や、卒業生との交流会などの機会を利用し、県内でもスキルアップが可能であることについて、学生に対し周知する。

イ U・I ターンの促進

- ・県内医療機関等の中途採用に関する情報を希望する卒業生に E メールで提供する。
- ・県外に就職した学生への移住・求人情報の発信を行うとともに、県内に就職した学生に対するインセンティブの付与などについて、県の担当課との意見交換を継続する。

(4) 学生の受入れ

① 優秀な学部生の確保

ア 本学の特色の発信

- ・新入生を対象に、本学で取り組んでいる広報活動に関してのアンケートを実施し、活動の認知度や活動の賛否を分析するとともに、広報活動の内容や方法の検討に活用する。
- ・本学ウェブサイトの定期的な更新や、SNS（公式 X および Instagram）と連携した情報発信等を通じて、本学の認知度とブランド力を向上させ、優秀な学生の確保を一層推進する。
- ・高校訪問や学校説明会への参加、出前授業の受託、高等学校との連携の強化により、本学の魅力を伝える。会場が遠方である場合や、説明会の開催内容に合わせて、パンフレット配布や、Web オープンキャンパスの閲覧など、効率的な対応方法も検討する。

- ・高校生及び保護者を対象にした対面やウェブサイトによるオープンキャンパスの開催により、本学への理解を促進するとともに、高校生、保護者からの相談に随時対応する。

イ 入試制度の改善

- ・高校訪問を行い、令和6年度実施の入試に対する反応等を情報収集する。公平で厳格な入試を保持すべく、学生募集要項や選抜試験実施要項等の不断の見直しを行う。
- ・9割以上の国公立大学・短大で電子出願が可能であるため、電子出願システムを令和7年度中に構築する。(令和8年度入試事務から実施。)

ウ 小中学生に対する取組

- ・小中学生の授業の一環として、大学見学の依頼があるものは、可能な限り受け入れ、小中学生に対し、医療専門職の魅力や本学の学修概要などを伝えるとともに、中学生に働きかける効果的な手法や他機関との連携方法を引き続き検討する。
- ・小中学生が、大学見学に来学の際は、本学ウェブサイトのコンテンツを紹介し、帰校後も医療専門職を身近に感じてもらえるよう働きかける。

② 優秀な大学院生の確保

ア 本学の特色の発信

- ・本学ウェブサイトの教員紹介ページのリサーチマップ掲載をはじめ、「大学院保健医療学研究科案内」(大学院パンフレット)と連動させてウェブサイトや公式SNSを活用した研究成果および活動報告を発信するなど、大学院生募集に向けた広報活動を行う。
- ・関係機関に対し随時、本学大学院進学の特長等について周知する。臨地実習先等に修学意欲の高い適任者がいる場合は、早期から本学大学院への進学を働きかける。
- ・本学学部生に向けては、年度当初オリエンテーションを活用するなど、実習先に在籍する卒業生とともに、積極的な広報活動を行い、大学院への進学を勧奨する。

イ 受入体制の充実

- ・社会人学生が仕事と学業を両立できるよう、土日を利用した集中講義のほか、遠隔による授業や研究指導を積極的に取り入れる。
- ・進学を希望している社会人が、経済的な理由により進学をあきらめることがないよう、引き続き利用可能な支援制度を紹介する。

(5) 学生支援の充実

① 学修支援

ア シラバスの充実

- ・学修目的やキャリアデザインを踏まえた最適な科目選択ができるよう、科目の内容や到達目標等、必要に応じてシラバス記載内容の改善を図る。
- ・「シラバス作成の手引き」を基に作成した令和7年度シラバスを検証し、必要に応じて修正を行う。

イ 指導・助言による支援

- ・各学科の学年担任を中心に学生の履修状況等を把握し、必要に応じて随時面談を実施する等、学生の状況に応じたきめ細かな指導・助言を行う。
- ・GPAなどの情報から学修状況に問題がある学生を早期に発見し、学科及び学内関係者で情報を共有し、円滑な学修に向けて早期に必要な支援を実施できるような体制を、引き続き整える。

ウ 相談体制の充実

- ・学生相談室、オフィスアワー制度を継続して実施することにより、学生に対し教職員へ気軽に学習等の相談ができる環境を提供する。

エ 多様なニーズに対応する環境整備

- ・本学における修学支援制度について、年度当初オリエンテーションで新入生に周知する。
- ・教職員に対して、障がいや疾病を持つ学生も支障なく学修や研究に取り組めるよう、研修会を実施する。

オ 学生の声の反映

- ・意見箱に寄せられた学生の意見などにより、学生のニーズに沿った学習環境の充実を図る。
- ・令和6年度に文部科学省が試行実施した「全国学生調査」の結果公表を受け、本学学生に対する必要な措置を検討する。

② 生活支援

ア 生活上の相談体制の充実

- ・学生相談室、担任教員や保健室嘱託職員等による学内の相談体制に加え、臨床心理士の資格を持った学外カウンセラーを配置し、学生からの相談に応じる。
- ・必要に応じ専門機関を紹介するとともに、学生が気軽に相談できるよう各種制度について広く周知する。
- ・ストレスチェックを実施し、調査結果の動向に注視し、必要があれば措置を検討する。
- ・担任教員が学生の不安や悩み事について、年度当初や定期的に学生と面談する機会を設け、速やかに必要な支援を行う。

イ 奨学金等の活用

- ・成績が優秀でありながら学資等が十分でなく就学が困難な学生に対しては、一定の条件のもと、授業料減免等の制度を活用し支援する。
- ・本学教育振興会の取組などを活用し、支援・充実を図る。

ウ 自主的活動への支援

- ・学生と意見交換をしながら、自治会活動、学園祭の開催、学内サークル、ボランティア活動等を可能な限り支援する。
- ・自治会や学園祭実行委員会の役員、サークル長などの学生や課外活動へ参加した学生を顕彰対象者として推薦することにより、学生の自主的活動や課外活動を奨励する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 県との連携

① 地域課題の解決

- ・県内各層との意見交換等を通して、保健・医療・福祉に関する地域の課題を的確に把握し、個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究、受託研究を行う「取組の在り方」について現状を点検し、より良い在り方を検討する。
- ・教育指導に使用する施設・設備・機器について、定期的に点検し、維持・修繕を行うとともに、更新時期を迎えたものは、計画的に整備・更新する。
- ・共同研究発表会や教員研究セミナーなど、研究水準の向上につながる取組の在り方、及び本学における研究活動推進について広く教員の意見を求める方法を検討し、研究活動の促進・阻害要因を探究する。
- ・研究活動においては、地域課題の解決のみにこだわることなく、外の「知」を積極的に取り入れることにより、研究成果を全国、世界に発信し、結果として、地域の発展に結びつけられるシステムの構築に向けた方策を検討する。

② 行政における研究成果の活用

- ・研究成果を公表・情報発信する環境を充実するために、英文研究ジャーナルの発刊を行うとともに、電子媒体での紀要の発刊を当面継続する。
- ・教員の研究成果や活動状況について本学ウェブサイトや業績集を通じて広く公表し、当学の PR と活用促進を図る。
- ・公開講座等を通して地域住民へ研究成果を還元する。

(2) 質の高い研究活動の推進

① 外部研究資金獲得

ア 外部資金獲得力の強化

- ・科研費を獲得した教員への個人研究費の加算を継続し、科研費等の獲得に向けた FD・SD 研修会又は教員研究セミナーを企画・実施する。
- ・個人研究費の配分方法・配分額、業績評価への反映方法等について引き続き検討する。

イ 支援の充実

- ・本学と同規模の公立大学における外部資金獲得の支援体制について情報収集し、本学に相応しい在り方を検討する。
- ・競争的資金及び共同研究等の情報収集・提供について、学内サイトや図書館を有効に活用する。

ウ 研究水準の向上

- ・本学の教員による研究の成果等について、本学ウェブサイトへの掲載等を通して広く公表し、その活用を促進する。

エ 倫理教育

- ・研究倫理教育責任者を中心に、研究に携わる者（大学院生を含む。）に対し研究倫理の新たな動向を踏まえた倫理教育を実施し、組織として不正防止対策を推進する。

- ・被験者及び研究者保護を徹底するため、学外の有識者を含めた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。

オ 評価による検証

- ・共同研究発表会や教員セミナーなど、研究水準の向上につながる取組の在り方について点検・検討し、より良い展開を図る。
- ・教員セミナーにおいて研究倫理に関する内容を取り上げる。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域への優秀な人材の輩出

① 在学中の取組

ア 卒業生の活用

- ・キャリア支援セミナーや卒業生との交流会などの実施を通して、県内定着の必要性や意義について理解を深め、県内医療機関・施設等と情報交換を行うことで、県内就職先の魅力を伝える機会を設ける。

イ 地域社会への参画

- ・学生の自治会活動、ボランティア活動など、近隣住民等とのつながりを深める地域活性化に向けた取組を支援し、地域への愛着を醸成する。併せて、学内教員に対し、県内定着の必要性や意義についての周知を図る。

② 卒業後の取組

ア U・Iターンの促進

- ・県内医療機関等の中途採用に関する情報を希望する卒業生に E メールで提供する。

【再掲】

イ 県内就職後の支援

- ・公開講座、医療従事者講習会、実習指導や研究活動など教員の多様な機会を通じてリカレント教育や就職後の支援ニーズを把握する。
- ・教員との面談などの際、希望する学生に対し大学院などの学び直しの機会があることを周知する。

(2) 教育研究成果の地域への還元

① 行政機関との連携

- ・行政機関の抱える地域課題について、本学の研究活動等のシーズとのマッチングを行ううえでの課題の明確化を図り、県や関係機関と連携した共同調査・研究の実施について検討する。
- ・審議会等の委員活動や担当部局との意見交換を通して、自治体が行政施策を策定するに当たり、専門的見地から必要な助言を行う。

② 関係機関との連携

- ・保健・医療・福祉関係機関の抱える課題について、関係先と連携して調査・研究を行う。

③ 研究成果の還元

- ・研究成果を公表・情報発信する環境を充実するために、英文研究ジャーナルの発刊を行うとともに、電子媒体での紀要の発刊を当面継続する。【再掲】
- ・研究成果の還元と教員の研究意欲の向上の関係について、本学における研究活動の促進・阻害要因の探究のなかで検討する。
- ・医療従事者講習会、公開講座、やまがた健康フェア等研究成果を地域還元する機会を検討、提供するとともに、効果的周知を実施する。

(3) 医療関係者へのリカレント教育の充実・強化

- ・地元ナース事業全体を再編拡充した大学院博士前期課程の履修証明プログラムである「地元ナース特論」について、本学ウェブサイトや刷新したリーフレットを活用した周知を図るとともに、小規模病院等、看護協会、県所管部局等の協力を得て、受講生の確保に努める。とくに「地元ナース特論」の内容の特徴及び受講方法（全部履修は科目履修制度を活用、小規模病院等看護師の能力向上のため部分履修も認めること）を周知する。
- ・リカレント教育の取組実績や成果等を機会を捉えて発信し、リカレント教育対象者及び高校生の本学への関心を喚起する。
- ・小規模病院に限らないリカレント教育について、対象者のニーズを把握して企画を行う。
- ・県と連携し母子保健コーディネーター研修会やSOSの出し方教育促進、職域におけるゲートキーパー養成講座などの受託事業を行う。
- ・リカレント教育の関心を高めるため、本学ウェブサイト等に事業実績や活用経験等を掲載し、病院関係者等の利用促進を図る。

(4) 県民への学びの機会の提供

① 多様な学びの機会の創出

- ・公開講座では、これまでの単体実施に加えて「やまがた健康フェア」等に合わせ開催することで、健康無関心層を含む県民の健康ニーズにより対応した学びの機会の提供を図る。
- ・多様な媒体を活用した公開講座の広報を展開する。

② 学会等の開催

- ・各種学会等への参加を通し、国内外の研究者等との交流を進めるとともに、北日本看護学会学術集会や山形県公衆衛生学会の開催に協力する。

(5) 他大学との連携

- ・「大学コンソーシアムやまがた」の活動案内を学生及び教職員へ周知し、引き続き事業へ参加する。
- ・山形大学が進める「やまがた社会共創プラットフォーム」へ引き続き参画する。

- ・他大学との関係について、相互の資産を効果的に活用できる取組を継続して検討する。
- ・山形県立米沢栄養大学、コロラド大学、コロラド州立大学など国内外の大学との連携を推進する。

(6) 高等学校等との連携

① 高校生に対する取組

- ・県と連携し、高校生の看護師体験セミナーを開催する等により、医療技術職の魅力を伝えとともに、オープンキャンパスに加えて、高校生の授業見学・体験を実施し、本学への理解を促進する。
- ・県内高校を訪問し、入試に対する反応や要望を収集し、本学の特長を紹介する。

② 小中学生に対する取組

- ・小中学生の授業の一環として、大学見学の依頼があるものは、可能な限り受け入れ、小中学生に対し、医療専門職の魅力や本学の学修概要などを伝えとともに、中学生に働きかける効果的な手法や他機関との連携方法を引き続き検討する。【再掲】

(7) 大規模災害等発生時の協力

- ・大規模災害が発生した場合に備え、防災訓練の実施等安全確保に向けた取組みを行うほか、教員による被災者支援や学生のボランティア活動など、状況に応じた対応を行えるよう、本学における支援体制の構築に向けた課題の整理、検討を進める。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 国際感覚の涵養

- ・国際交流協定締結校との相互交流を促進する。
- ・海外で活動する学生や医療専門職による講演や相互交流の機会を設ける。
- ・本学の英語版ウェブサイトおよび大学案内パンフレットの内容を必要に応じて更新し、国内外に広報する。
- ・ネイティブの非常勤講師による科目を配置するとともに、入学から卒業までの間、国際的な教育内容に触れることができる様々な機会を確保する。

(2) 海外との交流促進

- ・米国コロラド大学およびコロラド州立大学との交流を継続して支援するとともに、近年新たに連携協定を締結した国立台北護理健康大学、上海健康医学院等との取組みも進め、教員・研究者招聘や学生受け入れを通して教育研究交流を活性化する。

(3) 新たな国際交流の推進

- ・令和6年度に引き続き、教員のネットワークを活用し、新たな国際交流先の確保を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 外部人材の登用

- ・理事・経営審議会委員及び教育研究審議会委員については、引き続き、専門領域のバランス、男女比及び審議の継続性にも配慮しつつ、複数の外部有識者等を委嘱し、透明性の高い大学運営を行う。

(2) 学内委員会の見直し

- ・各委員会の運営において、形骸化した運営内容があれば見直すとともに、IR 室の設置及び効果的な運営を推進する。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ・学内の各種委員会における議論を踏まえ、改善すべき諸課題を整理、検討のうえ可能なものから速やかに実践する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

① 優れた教員の確保

- ・本学の教育研究等の一層の向上と活性化を図るため、教員業績評価を実施し、適時適切な理事長面談による評価伝達により、教員の業績向上につなげる。
- ・教員のモチベーション向上を図るため、教員業績評価最優秀者の表彰を行うとともに、GP 貢献者・若手教員奨励制度に基づく表彰を実施する。

(2) 人材の活用

① 人事の活性化

- ・本学の教育研究等の一層の向上と活性化を図るため、教員業績評価を実施し、適時適切な理事長面談による評価伝達により、教員の業績向上につなげる。【再掲】
- ・教員のモチベーション向上を図るため、教員業績評価最優秀者の表彰を行うとともに、GP 貢献者・若手教員奨励制度に基づく表彰を実施する。【再掲】

② 教育・研究活動の活性化

- ・FD・SD の企画にあたり、教育・研究を推進する方法及び基盤となる事項について広い視座から検討し、教職員の能力・資質の向上に相応しいテーマを設定する。

③ 事務職員の能力・資質向上

- ・事務局職員の法人採用職員へ切替えについて、早期かつ円滑な移行が行えるよう検討を進める。
- ・外部研修の活用等 Off JT や OJT を効果的に組み合わせ、法人採用職員の質の向上に務める。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- ・各事業や業務の洗い出しを行うとともに、現行の規程改正などを必要としない合理化については見直しを行い、規程改正等が必要とされる合理化も積極的に検討する。
- ・外部処理委託（アウトソーシング）の推進や反復作業における R P A の活用検討など、事務の簡素化・効率化に向けたシステム開発を行い、合理化につなげる。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

（1）弾力的な予算編成・執行

- ・予算編成に際して、大学の持続的発展に向け計画的な編成を行うとともに、社会情勢の変化等に対応するため、強化すべき事業等に重点配分を行う。

（2）自己収入の確保

- ・授業料収入について、滞納が発生した場合は原因を調査し速やかな解決に努める。

（3）大学基金造成の検討

① 基金造成の検討

（令和4年度に基金設置につき 達成）

② 基金の継続的な運営

- ・令和4年度に設置したみらい応援基金の安定的な運営に向けて、企業向けの大学 P R を行い、広く寄付を募るとともに、卒業生に対する働きかけを行う。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

（1）コスト削減意識の徹底

- ・年間を通じた業務スケジュールを作成し、時期的な業務の平準化に努めるとともに、時間外の削減に取り組む。

（2）事務経費の削減

- ・空調設備の運転スケジュールについて、学生の学修環境や SDGs の推進にも配慮しながら適切な温度管理に努め、LED 化の早期発注により電気等使用量縮減の両立を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

（1）計画的な施設等の維持管理

- ・健全な教育・研究環境を維持・確保するため、日常的な施設・設備の見回り・点検を実施し、不具合箇所等については、緊急性の高いものから計画的に更新・修繕を行うよう県と協議し、必要な予算の確保に努める。その他の整備等についても、緊急度、費用対効果を基に優先順位を明確にして実施する。

(2) 環境負荷及びコストの低減

- ・管理棟を除く全棟の照明について、省エネルギー性の高い LED への更新を行い SDGs の推進を図るとともに、「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針を学内に周知し、教職員・学生の環境に配慮した意識の高揚に務める。

(3) 手許資金の運用

- ・手許資金については、金融機関等からの情報収集に努め、「資金管理方針」に基づき、安全性を確保しながら効率的な運用を図る。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 評価内容の見直し・改善

- ・年度計画及び業務の実績に関する評価の廃止に伴い、中期計画への指標の追加等の今後の対応について、県との協議を進める。
- ・学校教育法に基づく自己点検・評価を適切に実施していくとともに、必要に応じた見直し・改善を行う。

(2) 内部質保証の充実

- ・7年毎に実施される次期（R12年度）認証評価機関による大学機関別認証評価を念頭に、自己点検・評価を適切に実施し、PDCA サイクルを回していく。

(3) 評価結果の公表

- ・令和5・6年度の自己点検・評価結果について、本学ウェブサイトにおいて公表する。
- ・令和5年度に受審した大学機関別認証評価の結果について、引き続き、本学や公立大学協会に加え、認証評価機関のウェブサイトで公表していく。

2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 広報の強化

- ・本学ウェブサイト及び SNS を活用し、本学の研究成果、学生活動、社会貢献、イベント開催などを効果的に発信する。
- ・ラジオやテレビ等多様な媒体への出演により本学の研究活動や地域貢献に関する情報を発信する。

(2) 多様な機会の活用

- ・オープンキャンパスや看護師体験セミナー等、本学施設を活用したイベントの機会を活用し、学生や保護者に本学の情報と魅力を広く発信するとともに、県や市町村等が実施するイベントや地域コミュニティの媒体を活用し、効果的な PR に取り組む。

3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 積極的な情報公開

- ・大学運営に関する基本的な事項については、変更や新たな情報が生じた場合に迅速かつ積極的に本学ウェブサイトで公表する。
- ・SNS やウェブサイトを活用した広報活動により、大学のブランド力向上を目指す。

(2) 適切な管理

- ・情報公開制度や個人情報保護制度に関する理解を深め、関係法令や学内規定に基づき適切に対応する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 危機管理体制の充実強化

- ・近年の自然災害の多発・激甚化の状況を踏まえ、必要に応じて危機管理に関する関係規程や危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、災害発生時に備えた防災訓練を実施する。
- ・学生が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、警察や関係機関と連携を図り、学生に対して通知による注意喚起や特別講義等による意識啓発を行う。

(2) 学生及び職員の安全確保・健康維持

- ・職員の健康管理のため、定期健康診断をはじめとする各種の取組みを行う。
- ・学生の安全確保・健康維持について、現状の課題を定期的に学科で集約し、大学が行うべき内容を整理する。

(3) 情報資産のセキュリティ確保

- ・セキュリティについて、新入生向けの学内ネットワークのオリエンテーションや学内全体への注意喚起を通して意識向上を図る。
- ・情報セキュリティポリシーを情報セキュリティインシデント発生時により迅速かつ円滑な対応を図れる内容にするとともに、クラウドの利用を前提とし内容を改正することとし、メール・掲示板を含むクラウドストレージなどの利用の際の認証に必要な要素を増やすことでの不正アクセスへの対応の強化や、専門家によるチェック体制の強化について検討する。

2 人権に関する目標を達成するための措置

- ・学生及び教職員に対し、ハラスメントに係る研修会を実施するとともに、学生を対象にハラスメントに関するパンフレットを配付する。
- ・ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント相談員による迅速かつ組織的な対応を行い、問題の解決を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) コンプライアンスの徹底

- ・すべての教職員及び学生に対して、機会を捉え関係法令の遵守について啓発を図る。

(2) 不正防止対策の強化

- ・研究倫理教育責任者を中心に、研究に携わる者（大学院生を含む。）に対し研究倫理の新たな動向を踏まえた倫理教育を実施し、組織として不正防止対策を推進する。

【再掲】

- ・被験者及び研究者保護を徹底するため、学外の有識者を含めた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。【再掲】

(3) 監査の活用

- ・外部監査員による定期監査や科研費に対する内部監査の実施により、適正な事務処理や不正の未然防止を図るとともに、監査結果について教職員が情報の共有化を図ることで、業務の改善につなげる。

4 S D G s (持続可能な開発目標)への取組に関する目標を達成するための措置

- ・教育研究活動及び大学運営を通して、SDGs 実現に向けた取組を推進する。
- ・SDGs をテーマとした FD・SD 研修会開催に関する教職員のニーズを検討する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む）。収支計画及び資金計画

1 予算（令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	9 3 3, 8 6 8
補助金	2 1 8
自己収入	2 7 9, 4 9 9
授業料等収入	2 6 6, 2 2 0
その他の収入	1 3, 2 7 9
受託研究等収入	8, 7 5 1
目的積立金取崩	3 4, 4 1 3
計	1, 2 5 6, 7 4 9
支出	
業務費	9 7 6, 0 3 1
教育研究経費	2 3 6, 1 1 2
人件費	7 3 9, 9 1 9
一般管理費	2 2 2, 2 9 1
施設・設備整備費	4 9, 6 7 6
受託研究等経費	8, 7 5 1
計	1, 2 5 6, 7 4 9

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

2 収支計画（令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	1, 2 4 3, 7 3 5
業務費	9 8 2, 3 0 5
教育研究経費	2 3 3, 6 3 5
受託研究費等	8, 7 5 1
人件費	7 3 9, 9 1 9
一般管理費	2 2 2, 1 8 9
その他費用	4 3 2
減価償却費	3 8, 8 0 9
収入の部	1, 2 3 3, 7 4 9
運営費交付金収益	9 3 3, 8 6 8
補助金収益	2 1 8
授業料収益	2 1 4, 8 4 2
入学料収益	4 5, 6 0 7
入学考査料収益	5, 7 7 1
受託研究等収益	8, 7 5 1
その他の収益	1 3, 2 7 9
目的積立金取崩	1 1, 4 1 3

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

※令和5年度からの会計基準の改訂により、損益は必ずしも均衡しない。

3 資金計画（令和7年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	1, 4 5 7, 4 7 2
業務活動による支出	1, 1 9 5, 0 1 5
投資活動による支出	5 1, 8 2 3
財務活動による支出	9, 9 1 1
次年度への繰越金	2 0 0, 7 2 3
資金収入	1, 4 5 7, 4 7 2
業務活動による収入	1, 2 2 2, 3 3 6
運営費交付金による収入	9 3 3, 8 6 8
補助金による収入	2 1 8
授業料等による収入	2 6 6, 2 2 0
受託研究等による収入	8, 7 5 1
その他の収入	1 3, 2 7 9
前年度からの繰越金	2 3 5, 1 3 6

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組の充実及び組織運営の改善に充てる。

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画	予定額（千円）	財源
教育研究機器の整備	26,676	運営費交付金
	23,000	目的積立金

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組の充実及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし